

おおこうちちく かせいかけいかく

大河内地区活性化計画



静岡県・静岡市

平成21年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

目標	大河内地区活性化計画						
都道府県名	静岡県	市町村名	静岡市	地区名	大河内地区	計画期間	平成21年度～平成23年度
<p>目 標</p> <p>地区で生産された農林水産物を多くの消費者に提供するため、農林水産物直売・食材提供供給施設を整備し、地産地消システム(生産・加工・販売・消費体制)を強化するとともに施設の販売額を増加させる。また、当地区の豊かな自然環境や産業基盤である茶・山葵・木材を農林業体験により紹介するなどし、都市住民等との積極的な交流事業を展開する。具体的な目標として、交流人口を232千人(H18・80千人、H19・77千人、H20・75千人)から、245千人(H21・78千人、H22・82千人、H23・85千人)に増加させる。</p> <p>なお、静岡県では「静岡県農林水産業新世紀ビジョン」を策定し、農山村地域の活性化のため、平成22年度までに農山村活性化人口(中山間地域の常住人口と1日当たり交流人口の合計値)666千人/日を目指し、グリーン・ツーリズムを通じた活性化施設等の支援を行い当地区もモデルとして推進を図っているところである。</p>							
<p>目標設定の考え方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地区の概要</p> <p>大河内は静岡市中心部より北に22キロほど離れた地区で、人口は平成20年9月30日現在893人、290世帯で、安倍川中流域に位置し、清流や滝、真富士山(1,401m)をはじめとする山脈に囲まれた四季折々の景観豊かな地で、それら環境保全に地区全体で取り組んでいる。地区の面積は5,448ha、そのうち農地面積108ha、林野面積4,742haで地域に占める農林地の割合は89.0%と農林業の振興が重要な地域である。</p> <p>基幹産業は農林業で、「安倍本山茶」で知られる茶と山葵、椎茸、木材業が中心となっている。文化面では、伝統行事が今日まで数多く受け継がれ、特に「神楽」、「盆踊り」は無形民俗文化財に指定されている。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>現状と課題</p> <p>地区の中心である茶業は近年の茶価低迷の打撃を受け不振の一途である。また、生産地のほとんどは急峻な条件不利地であり、生産者の高齢化・担い手不足による耕作放棄地の増加、所得減少による生産意欲の減退など農業自体が衰退している。これまで当地区は都市部とのアクセスの良さと、北部の梅ヶ島温泉観光に支えられ発展してきたが、農林・観光業全体が低迷する中、地区経済・交流事業とも頭打ちの状況である。今後は自然環境と豊富な農林水産物を積極的に提供することで、都市住民等との交流機会を増やし、農山村と都市との連携により地域活性化を実現することが課題である。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>今後の展開方向等</p> <p>当地区は、静岡市中心市街地と梅ヶ島温泉との中間地点で、特に農林水産物直売・食材提供供給施設は主要地方道沿線にあり、多くの交流者が立ち寄る場である。また、お茶、山葵の産地であり、伝統文化継承地など豊かな地域資源を持つ地区でもある。施設は「地域との共生」を目指し環境整備に努めるとともに、地域資源の情報発信の場として活用する。更に高齢者へのサービス、地区既存施設との連携、農林業体験交流プログラムの設置、学校で行われる地域体験学習の場としても活用し、地域活性化を図る。</p> <p>なお、活性化計画最終年度の翌年度には、大河内地区の交流人口の増加について、目標達成状況を検証する。</p> </div>							

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
静岡市	大河内地区	地域資源活用総合交流促進施設 (農林水産物直売・食材提供供給施設)	真富士の里運営委員会	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

大河内地区(静岡県静岡市)	区域面積	5,448ha
---------------	------	---------

区域設定の考え方

①法第3条第1号関係

当該地区は総面積5,448haのうち、農林地が4,850haで全体の89.02%を占めている。また、農林業従事者は、228人で就業人口522人に占める割合は43.68%である。

地区の農林業は、土地の保全、水源の涵養、やすらぎの場確保等多面的機能の維持に重要な役割を担っている。

②法第3条第2号関係

地区人口の減少(H11・1,087人～H20・893人で17.85%減)、高齢者率(42%)並びに農林業者の高齢化が進んでいる。現状維持のままでは地区全体が衰退の一途をたどるため、都市住民等との地域間交流事業を進めることが不可欠な地域である。

③法第3条第3号関係

当該地区の人口密度は16.39人/km²で、静岡市の人口密度513人/Km²と比較して極めて人口密度が低い地域である。当地区は市街地を形成している区域ではなく、都市計画法に基づき指定された用途地域は含まれていない。居住地が点在している以外は農林地である。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	
<h1>該当なし</h1>													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等	<div data-bbox="539 571 1294 790" style="border: 1px solid black; padding: 20px; font-size: 48px; font-weight: bold;">該当なし</div>	
① 設定され、又は移転される権利の存続期間		
② 設定され、又は移転される権利の残存期間		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

目標は、地域内交流人口を232千人から245千人に増加することとしており、計画最終年度の翌年度6月までに地区内交流拠点施設より利用者数及び体験イベント参加者数の実績を求め、地域内交流人口について計画主体の静岡県・静岡市が検証をおこなう。